

RELATTO 子育てサークル団体登録規約・ミーティングルーム利用規約

1 子育てサークル団体登録対象者

- ① 市内で子育て支援を目的とした活動を行うこと
- ② 団体として継続して活動すること
- ③ 構成員が市内在住・在職・在学の者を含むこと
- ④ 営利を目的とした利用や営利に係る事業、政治活動や宗教活動を行っていないこと

2 登録証の交付

団体登録後、登録証を交付します。なお、登録内容に変更が生じた場合は、事務局まで申し出てください。再登録していただく場合があります。

3 ミーティングルーム利用日及び時間帯

利用日	月～金曜日(要予約)
時間帯	① 午前 10 時～12 時
	② 午後 1 時～ 3 時
	③ 午後 3 時～ 5 時

- ① ミーティングルーム1 及び2 を利用することができます。
※土曜日・日曜日・祝日・年末年始は利用できません。
- ② 講座等でミーティングルームを利用・使用予定のある日を除く日に利用できます。
- ③ 利用上限として、1 か月に3 回まで利用できます。
※上記の利用時間の1 枠2 時間を1 回とします。

4 ミーティングルーム利用許可申請方法

- ① 利用許可申請は、利用を希望する日の2 か月前の日からできます。
- ② 利用日が空いているかどうかは、事前に電話（072-800-3862）で確認し、予約してください。
※休館日、土日祝日（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く、午前9 時から午後5 時半
- ③ 寝屋川市電子申請システムにおいて利用許可申請をしてください。

5 飲食等

- ① 個包装のおやつ(ドーナツ、チョコ等)は可能ですが、大袋などのおやつ類は持込不可です。
- ② 水分補給可能です。ポットを使用する際は、職員にお声かけいただき2 階で使用していただけます。

6 貸出し物品等

- ・ 机、椅子、マット、乳児用、幼児用おもちゃ、絵本、ベビーベッド（2台まで）、CDデッキ（1台まで）、DVDプレイヤー・プロジェクター（1セットまで）を貸出します。
※あらかじめご予約の際に、必要な物品などは職員にお伝えください

7 貸出し部屋を使用する上での注意点

- ① 貸出し部屋の壁は、原則テープやシール等を貼らないこと
- ② 使用する人が当日増えた場合は、追加登録をすること
- ③ 部屋は元通りに戻して退出をすること
- ④ ごみは持ち帰ること
- ⑤ 安全のため、手芸等の針を使う活動をしないこと

8 以下のような場合は、ミーティングルームを利用することはできません。

- ① 営利を目的とする場合、若しくは営利に関わる使用を目的とすると認められる場合
- ② 特定の宗教・宗派を支持し、又は特定の教派・宗派若しくは教団の支援、特定の政治団体の政治活動・利害に関する事業に結びつくと認められる場合
- ③ 公の秩序や善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- ④ 主に飲食を目的として使用すると認められる場合
- ⑤ 他の利用者や近隣へ迷惑を及ぼすおそれがある場合
- ⑥ 不特定多数が利用すると認められる場合
- ⑦ その他、市が不適切と認める場合